

住宅の省エネ改修に伴う減額措置について

平成26年4月1日以前からある住宅（賃貸住宅を除く）について、平成20年4月1日から令和8年3月31日までの間に次の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、翌年度の家屋の固定資産税額を3分の1（改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2）減額します。

対象家屋の要件

1. 平成26年4月1日以前から存在する住宅であること（賃貸住宅を除く）
2. 人の居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の2分の1以上であること
3. 改修後の当該住宅の床面積が50㎡以上であること（平成28年4月1日以降に改修した場合のみ）
4. 改修後の当該住宅の床面積が280㎡以下であること（平成30年4月1日以降に改修した場合のみ）

省エネ改修工事の要件

次の1から4までの工事のうち、**1を含む工事を行い、工事費が60万円を超えるもの**（平成25年3月31日までに請負契約をしたものについては30万円以上のもの）に限ります。

1. 窓の改修工事 **（必須）**
2. 床の断熱改修工事
3. 天井の断熱改修工事
4. 壁の断熱改修工事

※なお、断熱改修工事に要した費用が50万円を超える場合、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器又は太陽熱利用システムの設置工事に要した費用と合わせて60万円を超えるものであれば対象とする。

減額される範囲

減額の対象となるのは、居住部分の床面積が1戸当たり120㎡までです。120㎡を超えるものは、120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

なお、新築住宅軽減や耐震改修軽減とは重複して適用されませんが、バリアフリー改修軽減とは併用して適用可能ですのでご注意ください。

減額を受けるための手続き

減額を受けるには、**工事完了後3ヶ月以内**に次の書類を税務課固定資産税係までご提出ください。

1. 省エネ改修住宅固定資産税減額申告書
2. 現行の省エネ基準に適合した住宅であることを証する増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）
→証明書の様式等については、[国土交通省ホームページ（リンク先）](#)をご参照下さい。
3. 工事内容や金額を示す工事明細書及び領収書
(4. 長期優良住宅の認定通知書の写し（改修により長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）)